

## 被告の医事課の森医事室長の回答（抄）

甲 1 3 の 1 の録音記録（CD）を文章化したもの

記録日 2019年8月30日

原告 多田雅史

被告 国立研究開発法人国立循環器病センター 医事課 森室長

記録時間	話者	録音記録を文章化
		<00:00 から 12:00 まで、割愛>
12:00	原告	一番お聞きしたかったことは、さっき長井さん（被告医事課職員）にもお伝えしたけど、私の医療訴訟を知っていますよね。あなた。
12:08	被告	はい。
12:10	原告	名古屋高裁で医療事故だという判決で負けて、賠償金を支払ったことを知っていますよね？
12:18	被告	いや、そこも、私も結論的なことを聞いていますが、うちとしても、判決をみておりますが、そこについて自分としてはどうなのかということは、今、・・・。
12:36	原告	いや、あなたのことは聞いてない。「判決が出たのは知っていますか」と聞いている。
12:41	被告	あ～、それで裁判は終わっている。
12:43	原告	それで、賠償金を支払ったんでしょう。知っています？
12:48	被告	でも、うちとしては医療事故であったかどうかという話は、うちの病院としては事故ではないというふうに考えている。
12:59	原告	そうすると、裁判所の確定判決に異議を申し立てると、そう言うんだね。
13:06	被告	いや、別にそういうことでなく、そういう判断を聞いてい

		る。
13:10	原告	司法判断は出たわけ。ちょっと待て、ちゃんと聞きなさいよ、あなた、私が電話しているんだから。 司法判断が出たんだ、裁判所が確定したんだ。医療事故で賠償金を支払えと出たんだ、あなたは支払った、お宅は支払った。それを事故と認識していないという意味？
13:30	被告	それは私の見解を聞いているんですか？
13:33	原告	いやいや、国循病院の見解を聞いている、小川さん（被告の小川久雄理事長）の見解を聞いている。
13:39	被告	電話では答えられない。
13:41	原告	電話で答えなくていいんだけど。
13:43	被告	私の見解になってしまう。
13:45	原告	医事課の責任者の見解だから、お宅の国循病院の見解でしょう。違うの？
13:49	被告	違いますよ。病院としては見解を電話で、その裁判についてどう思うかと言われても。
14:00	原告	そんなことを僕は聞いていない。今答えてくれとは言っていない。医療事故になったんだけど、知っているかと聞いたら、あなたは「医療事故だと認識していない」と言ったから、わざわざ聞いたんだ。
14:12	被告	はい。知っているかと言われたから、そのような認識はしていませんよ、ということ。
14:17	原告	だから聞いたの。「知っているんだけど、裁判所の認識と我々は違う」と、そういうこと言ったんでしょ？
14:27	被告	ま～、裁判所の認識もどうなのか、裁判の資料を詳しく、今、私、手元にないので、それぞれの個別の案件で細かく

		見ているわけではないので。
14:40	原告	そんなことはどっちでもいいんだ。「 <b>裁判所の判断に対して従わない</b> 」そういうこと言っているの？
14:49	被告	いや、従って・・・あの裁判は終わったと聞いている。
14:55	原告	終わったんだ。裁判の・・・。
14:57	被告	裁判の結果について、お話しする、今、どういう認識であったかをお話しする必要はないんじゃないですかね。
15:05	原告	それはいいんだ。
15:11	被告	判決は出た、それはそれで結果として出ているので、そこについて私の認識がどうであれ、電話で答える必要はないと。
15:22	原告	森さんの認識を聞く気はまったくないので。 それでね、私が聞きたいのは、「医療事故に対して院内で、 どういうふうに再発防止対策を採りましたか？」、そこを聞きたいんだ。
15:38	被告	そこも裁判の結果で、出ましたよね。
15:44	原告	出ましたよね、医療事故、説明義務違反と注意義務違反の2つ出た。
15:50	被告	<b>(判決は) 病院の対応策について、答えるというふうな結果になっているんですかね？</b>
15:54	原告	いやいや、医療法でちゃんと決まっているじゃない。医療事故等事案は評価機構へ報告して、違う違う、再発防止対策はどうなっているかを聞いているわけ。
16:10	被告	それを答えること、電話で。
16:12	原告	電話で答えなくていいよ。それを開示請求(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による情報開示請

		求)しているんだから、文書で回答してもらえばいいんですよ。文書で回答してください。今お話ししてるのは、開示請求の内容をかいつまんでお話ししているわけ。
16:27	被告	ま～分かりました。開示請求の書式が届いているということなので、うちの方の書式に従って請求して送ってもらえば、うちの方としても。
16:40	原告	それでね、我々の団体のメンバーも皆確認しているけど、お宅の病院の医療安全の委員会があって、その議事録を法律上公開することが決まって義務付けられているんだね、それ全部確認したんだけど、この医療事故について、賠償金を支払って、事故対策をどういうふうに共有化したとか、対策をどう採ったかということが、一切、出てこないんだ。
17:07	被告	そこについても、今、私が・・・。
17:11	原告	回答しなくてもいいよ。私が一方的に言っているだけだから。全部確認してあるけど、事故等事案で評価機構に報告するなら、当然、その委員会の議事録の議題に出るはずだね。「こういうふうに裁判に負けて確定判決したので、事故等事案の報告をしますよ」と。「そこで求められた説明義務違反とか薬物の処方義務違反とかの注意義務違反が認められたので、院内で対策をこうやってやります」というのが安全委員会に普通出てくるはずなんだけど、まったく何も出ていないんだね。なぜかということを知っているわけ。  それで、一番問題なのはここで2つ。厚生労働省が問題にして動いてくれているのはなぜか？ お宅がね、独法の

		<p>情報公開法に違反していること。これは確実に違反している。</p> <p>もう1つは医療法にも違反している。医療事故と決まったのに、それを報告せずに放ってある。院内の安全委員会にも諮問していない、議題に上がっていない。これははっきりしている。医療法の報告の判断は、医療者の責任者が判断することに法律上なっているんだ、だから、「それは対象だと考えませんでした」として、普通は逃げられちゃうんだ。だけど、先ほど言ったように、これは裁判所の確定判決が出ているわけ。「お宅の考え方が間違いだ」ということを裁判所が判決したんだ。それに反して違う行動しているということが明らかになっているから、だから厚生労働省は問題にしているわけ。「なぜ医療法の事故の確定判決が出たのに、報告していないんだ」ということになるわけですよ。</p> <p>それでね、これ以上あまりお話しても仕方ないけど、<b>1つはね、今からでも安全委員会に諮って「こういうことがあって、確定判決が出ましたと、我々の見解とは違ったんだけど、裁判所の判断が出たので、これに従います」という委員会で議題にして報告したらどうです。対応策を検討して。</b></p>
19 : 12	被告	私一人で・・・。
19 : 14	原告	私が言っていることを聞いてもらえばいいです。今、回答してもらいたいと思っていないから。
19 : 19	被告	はい。
19 : 20	原告	あなたかが迂闊にペラペラしゃべるなんて思っています

		んから。
19 : 24	被告	はい。
19 : 25	原告	<p>我々としては、これは医療事故だとしてわざわざ裁判所が判決を出して、賠償命令まで出してくれたんだ。同じ事故が起こらないように、お宅の病院で、医師に、院内の医療者の方に同じように事故が起こらないように再発防止対策を採ってもらうことが一番大事なんだ。だから、それをやってないんだったら、大問題になっているんであって、今からでもそれをやられた方がいいと思います。それが1つ。</p> <p>もう1つは、ベンゾジアゼピン問題をお詳しいかどうか知らないけれど、かなり、大問題になってて、相当な被害者が出ていて、こういう団体ができて、いろんな活動をしているんです。今、野党に働きかけて、厚生労働委員会（衆参両院）で議題に採択してもらうように動いているんです。そのときね、小川久雄理事長さんに証人か参考人で来ていただきたいんだね。「こんなふうにして院内で事故起こりました」で、そこで説明してくださいよ。</p> <p>答えてもらわなくていいですよ。あなた小川さんじゃないから。</p>
20 : 23	被告	はい。
20 : 24	原告	<p>そうやって我々は活動しているので、「厚生労働委員会で議題に出たら、小川さんに来てください」で、そう小川さんにお伝えください。彼らはそう言っていますから、って。どうするかはお宅の判断だけだね。</p>
20 : 42	被告	はい。

20 : 43	原告	証人に呼ばれて、「行きません」て、そういうことやるかどうかということ、国立機関だからね。そういうことにならんよ。
20 : 48	被告	は～。
20 : 49	原告	<p>ついでに言うと、<b>松本俊彦という精神医療センター（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）にいる薬物依存研究部長さんが、とんでもない意見書を裁判所に出して大問題になっているんだ。彼も証人に来てもらいますよ。彼の言っている論文と裁判所に出した意見書が、全然違うんだ、なぜか。それね、厚生労働員会で聞かせていただきます。</b></p> <p>今言ったように、ベンゾジアゼピンの医療事故はすごい被害者がいるんだ。お宅の事例が、たまたま1つの事例になっているだけだけど、それを隠しておいて、院内で再発防止対策やっていないなんて、言語道断の話なんだ。その事故がなぜ起こったのか、ちゃんと公にしなきゃいけない、国民の前に公にしなきゃいけない、国会で。それをやろうと思っていますので、お宅の小川さんに出てきていただきたい。松本俊彦氏にも出てきていただきたい。そうやって各野党に働き掛けて頑張っているんで、ぜひ出てきていただきたい。</p> <p>元に戻ると、お宅が事故等事案を報告していないのは、もう分かっているんだ。分かっているの。報告していないということを開示してくることはできないから、「文書がない」とか適当にやるかもしれないけど、もしも「ない」ということは「報告しませんでした」ということとイコー</p>

		ルなんだ。なぜ報告しないのか？ これは厚生労働省当局が問題にしているんだ。医療事故の内容には彼らは触れられないけど、法律に従ってちゃんと報告しているかを問うているんだ。報告してないから、彼らは問題にしているわけ。
22 : 24	被告	はい。
22 : 25	原告	通常は、病院の責任者の判断で出さなくても、行政当局は言及できないのだ。「院長の判断で出さないことにした」で済んでしまう。だけどこれは裁判所の司法判断が出ているから、それも無視して報告しないということは、行政当局としては動かざるを得ないでしょう。
22 : 46	被告	そこにつきましては、厚生労働省と相談して・・・。
22 : 51	原告	ま～、上の方と相談してくださいよ。
22 : 54	被告	はい、わかりました。
22 : 56	原告	安全委員会にちゃんと報告して、「こんな事故が起こったので、こんな対策やりましょう」というのが国立機関の役割だよ。そう思いますよ。
23 : 04	被告	はい、わかりました。厚生労働省とも、そこは一回・・・。
23 : 07	原告	そうだね。さっきね、長井さんにね、事務的な話。「なんでこんな紙が来たの」って話したら、「(開示請求書を) こういうふうにやってくださいって説明書いて送ります」で言っていたので、送ってくださいよ。(開示請求費用を) 銀行振り込みで払えって、遠隔地から300円持って大阪まで行くわけにもいかないから。振込先がわからないし、(請求者が) 団体でも個人の免許証のコピーしてくれとか、本当に要るのかどうか。



24 : 17	被告	振込先の記載がないということですか？
		<以下、割愛>